

とよなか

(部内資料)

子ども達の豊かな成長に力を合わせるようにしましょう！

教え子を再び戦場に送るな！ 2017年6月15日発行NO. 584

「道徳」をどうやって学べるのか POWER UP 講座

全教豊中はパワーアップ講座の一環として、来年度から教科化される「道徳」について講座をもちました。(5/30)

大阪教育文化センター事務局長の山口隆さんにわかりやすく話ししてもらいました。

○教科化になって、何が変わるの？

↓①教科書が作られ、使用義務がある。②評価を行う。

○授業はどうしたらいいの？

↓教科書以外の使用もOK。日頃、算数などでもプリントを使って授業しているように、例えば子どもの作文を読み合ったりクラスで話し合うなど、今までできてきた授業でも自信をもつていい。

○評価はどうしたらいいの？

↓道徳の評価は「心」を評価するので、本来はし

てはならないし、むしろかたい。指導要領でも「ABCなどの数値評価をしてはならない」となっています。その子のいいところを評価するなど、文章表記などがよいのでは。

○通知表はどうしたらいいの？

↓通知表は各学校で作成するものだから、学校で決めてOK。ただし数値評価はNG。さらに「特定の価値観を押し付ける」もNGです。評価も難しいので、例えば「○○を学んだ」など、既習したことを表記してもよい。毎学期が大変なら、年間1回でもいいはず。

【参加者の感想より】

「道徳の教科化は目前に迫っている問題にもかかわらず、上からは何も下りて来ず、評価の仕方もあるのはいまいで、決まってしまうことだけ。不安でやき

もきしていましたが、実践例を見せて頂いたり、そんな必要はないのではというお話を聞いたりして、少しはどうにもなるのかなという風に感じました。「子どもから出発」という考えを持ち続けてやっていきたいと思えます。」

「話を聞き、心が少し軽くなりました。今までやってきたことを再度意識し直して取り組みたいのかなと思えました。「はじめに子どもありき」を大切にして、学校の先生方と協力して頑張りたいと思えます。」

「子どもたちをじっくり見て、輝いた部分を見つけていこうと思います。」
「とてもわかりやすく、すっきりしました。これまでの実践に自信がもてたし、これからやれそうな気持ちです。たくさんの方に広めていきたいです。」

▽山口隆さんが紹介された具体的な教材

○「だからわるい」
オセーエワ作・西郷竹彦訳

○民話「あとかくしの雪」
木下順二作

価値観の押しつけにならないように、これまで国語の授業などでおこなってきた実践を教科「道徳」に位置づけることもできると示唆を与えてくれました。

道徳教科書を自分たちの目で見よう

「パン屋」はダメで、「和菓子屋」で合格。「おじさん」はダメで、「おじいさん」で合格。検定が話題となった道徳教科書が巡回しています。ぜひ、手に取って検討しましょう。



「部落差別解消推進法」を受けて 学校教育での対応ガイドライン

昨年末、「部落差別解消推進法」が成立しました。市人研・大人教などは、同法を根拠に「部落問題

学習」を重視しようとしていますが、同法、そして、附帯決議も含めて正確に理解することが大切

です。大阪教育文化センター「部落問題解決と教育」研究会の「学校教育での

対応ガイドライン」を紹介いたします。

I 「法及び附帯決議」の正確な理解をすすめましょう

1. 国会論議で明らかになった法律の内容

- ・部落差別を定義した条文がありません。
- ・施策は、相談、教育啓発、実態調査の3つのみ。
- ・特別対策事業で生じた問題は繰り返しません。
- ・地域や対象者を特定することはありません。
- ・運用や配慮事項について示した「附帯決議」があります。
- ・地域の実情に応じて取り組むとされています。

会意見具申、政府文書にもとづいています。「法」の国会審議では具体的に説明されています。

3. 「法」と「附帯決議」は一体のもの

文科省は「法及び附帯決議」の周知を通知しています。附帯決議を省略すれば法の趣旨を正しく理解することにはなりません。

2. 「附帯決議」は判例や過去の審議会文書を踏まえています

「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因」「当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意」「その内容、手法等に配慮」など、附帯決議の指摘はこれまでの判例や特別対策当時の審議

4. 附帯決議の内容について教職員の共通理解を

「法」をめぐる国会審議においてどんな議論がなされ、附帯決議がまとめられたのか、説明を求めましょう。

国会論議で示された公式の法解釈や附帯決議についてきちんと共通理解しましょう。

学校という公共の組織では、私的な理解ではなく公式の解釈で議論することが求められます。

II 「対象地域」「同和地区」「被差別部落」は存在しません

法的に存在しません。実態としてもありません。なくすために人々も行政も努力しました。

「地区住民」「地区出身者」「部落民」などはいません。

同じ日本人です。この問題の根幹に関わる問題です。同じ日本人を区別することはあってはなりません。

特別対策の終了後、いっそう市民の交流がすすみました。その詳しいデータは 大阪府府民文化部人権局『旧同和対策事業対象地域の課題について』(H28. 1. 22)に示されています。

III 学校教育で配慮すべき事項

1. 「同和地区」「部落」などの言葉を使用しないようにしましょう。
教科書にある場合は昔の話と教えましょう。
2. 賤称語は教えません。
3. 「地区」「当事者」「出身者」「社会的立場」などと分離する指導はしてはなりません。
4. 歴史学習で賤民身分だけを扱うことはやめましょう。
5. 「差別が今もある」「結婚で差別される」と悲惨さを強調する実践はやめましょう。
6. 子どもの発言は事件とせず指導の課題ととらえましょう。成長過程の子どもの未熟な言動は、大人の言動と同じ扱いはしません。
7. この問題にかかわるフィールドワークはしません。
8. 特定の運動団体からは、講師を呼びません。

IV 求められる指導

1. 誰もが大事な、かけがえのない人間であることを理解させる。
2. 生まれたところや住んでいるところは人間の値打ちとは関係ないこと理解させる。
3. 友だちとの交流、「みんないっしょやなあ」と共感・連帯を体験させる。
4. 情報について自分で調べて本当のことを知る力、個人情報を守る力を身につけさせる。

シリーズ 「森友学園問題」 を考える

この4月、豊中・野田に教育勅語を暗唱させる小学校が開校するはずでした。

校舎もほぼ完成し、開校間近のこの春、土地購入疑惑、大阪府の関与、安倍首相周辺の力など多くの疑惑が噴出し、マスコミも大きく取り上げ、国民の関心も高まり、開校をストップさせることができた。

これまでの教育勅語の奉唱など塚本幼稚園・森友学園の教育を礼賛し、テコ入れをしてきた政治家や文化人が掌をかえして森友学園・籠池前理事長批判しだしています。一方で安倍内閣は教育勅語を教材として使用することを認める閣議決定をしています。森友学園問題は安倍首相のめざす教育再生の方向の危険性をクローズアップするものです。問題・疑惑は何ひとつ解明されていません。シリーズで森友学園に関連する問題を取り上げていきます。